

令和 7 年 度 事 業 計 画

理 念

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている多種多様な福祉課題を地域全体の問題と捉え、福祉コミュニティの構築と地域福祉の推進に努めます。

1 はじめに

近年の少子高齢化により、地域課題・生活課題は多様化・複雑化しており、対応が困難な課題等に対して多職種連携による対応と支援が求められています。全国社会福祉協議会においても、社協・基本要項2025の策定が進み、活動原則や社協機能が提示されました。

このような情勢を踏まえ本会は、地域福祉を推進する中核的団体として、関係機関やボランティア団体、市民団体、地域組織と連携を強化し、第3次地域福祉活動計画の基本理念である「地域のきずなを育み誰もが安心して暮らせるまちづくり」を確実に推進してまいります。地域福祉推進活動においては、地域住民のつながりや支え合い助け合い活動の創出、多様な住民の交流の場の確保、活動ボランティアの育成に取り組んでまいります。生活相談活動については、地域包括支援センター、成年後見支援センターにより、行政や関係機関等と連携して相談支援活動を実施するなど、より一層の充実を図ってまいります。

さらに、令和7年度より新たにきらくやまふれあいの丘の指定管理契約を市と締結いたしました。これまで以上に利用される市民の皆様のニーズを踏まえた提案事業を実施します。以上を踏まえ「目標」及び「重点的に取り組む事項」を掲げ、効果的な展開を図るとともに、この裏付けとなる実行予算の編成をおこなうものとします。

目 標

（1） 地域福祉活動計画に基づく事業の遂行

「第3次つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、計画の基本理念の達成に向け各事業を遂行します。また、計画の進捗管理を実施し必要に応じて見直しを行います。

（2） 多様な主体の福祉活動、ボランティア活動の推進

地域住民の福祉活動やボランティア・市民活動の振興をはじめ多様な主体の地域福祉活動の促進を図ります。そのため、住民や地域関係者の活動意欲を受け止め、活動を支援するとともに、だれもが活動に参加できるよう支援します。

（3） 住民参加・連携・協働の促進

地域の住民やボランティア、関係者が出合い、対話や協議をする機会（場）をつくり、同じ課題を持つ当事者同士や多様な主体間の連携・協働を促進します。

また、そうした場を通じて情報を共有し、各主体が具体的な行動に移すことを促したり、連携・協働により新たな活動・事業を生み出すなど、組織化を図ります。

（4） 住民ニーズの把握と地域で支え合う利用者本位の福祉サービス支援体制の確立

住民や地域の関係者の参加と連携のもと住民ニーズを把握し受け止めます。アウトリーチにより地域の中で顕在化している課題や気づいていない課題、住民の希望、地域のストレングスなどについても把握します。

これらの地域の福祉ニーズに対して、福祉、保健、医療などの関係分野が連携し、身近な地域で総合的かつ

効果的に展開される支援体制の確立及び高齢者、障がい者、子育て世帯、貧困世帯に対する支援体制を整備します。

（５） 地域コミュニティの構築

地域に住む支援が必要な高齢者にとって、近所に住む方が気にかけてくれる気持ちが重要と考えます。以前は当たり前にあった近隣同士の助け合いや支え合いの心が薄れ、近所付き合いのあり方までもが、社会問題として取り上げられてきました。それらの課題については、協議体を主体にもう一度見つめ直し、地域コミュニティ構築の一助を担います。

（６） 災害等非常時の支援

住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、災害時には災害ボランティアセンターを担い被災者の生活支援、復興支援を行います。平時は非常時の役割について関係機関と調整し、担う役割や支援への対応を共有するなど、災害等の非常時の備えた取り組みを進めます。

（７） 情報公開及び情報提供

地域に一番身近な組織として運営の透明性と中立性・公正性の確保を図り、事業内容や財政内容、また、福祉制度やボランティアなどに関する福祉情報を発信します。

（８） 個人情報の保護の徹底

社協が保有する地域住民や利用者及びその家族などの個人情報の保管や活用にあたっては、個人情報保護規程に基づき遵守します。協力者や関係団体に対しても守秘義務の遵守を徹底すると共に、厳格な取り扱いのもと情報漏洩の防止に努めます。

（９） 苦情解決体制の強化とサービスの向上

苦情などに関して、第三者委員の活用や苦情受付窓口などの強化を図ります。また、サービス利用者の権利擁護に十分配慮するとともに、意見箱を活用し、サービスの向上を図ります。

（１０） 事業評価による効果的、効率的な運営

継続した事業評価を行い、事業の見直しを図ると共に職員一人ひとりのコスト意識を高め、効果的・効率的な運営を目指します。

（１１） 自主財源の確保

会費・寄附金・共同募金配分金などの財源の確保を図り、自主財源の比率を高めるよう努めます。共同募金では地域福祉活動等の多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成に努めます。

また、新たな財源として民間財源やクラウドファンディング等の活用を検討していきます。

（１２） 法令遵守による適切な運営

法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりに努めます。

（１３） 組織体制の確立

民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性の性格をあわせ持つ「地域福祉を推進

する団体」として、地域住民及び地域の福祉関係団体から信頼される組織づくりを目指します。

(14) 職員の意識改革

人事評価を実施し人材育成に努めると共に、各職員が事業における具体的目標を設定し、具現化するための目標管理を行い職務に対する意識改革を図り「社協職員としての自覚」「マンパワー」「事業視点」「地域住民・行政との協働」「福祉関係事業所及び団体と行政との調整」「コスト削減」などを再認識し、質の高い市民サービスの向上を目指します。

2 事業方針

- (1) 地域の住民や団体の相互理解と協働・連携による福祉活動を推進します。
- (2) 利用者本位の福祉サービスを実現します。
- (3) 福祉ニーズを把握し総合的な支援体制の実現に努めます。
- (4) 情報公開と説明責任を果たし信頼される組織を目指します。
- (5) 法令を遵守し効率のよい自立した経営を行います。

3 重点的に取り組むべき事項

社協は、公益性が高く中立的な立場にある民間の非営利団体として、その使命と理念を実現するため既存事業の継続はもとより事業の見直し（PDCAサイクル）や、持続可能な開発目標（SDGs）を推進し、福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、以下のとおり重点的に取り組む事項を掲げます。

<法人運営課>

(1) 総務係

法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を効果的かつ適正に行うため、自立的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性を確保するため、次の課題に取り組めます。

① 透明性の高い法人運営

社会福祉法を含めた関係諸法令の確認や理解を深め、会務運営及び財務活動等における法令遵守のさらなる徹底を行い、透明性の高い法人運営を進めます。

② 運営基盤の強化・充実

理事会及び評議員会による適正な法人運営を行い、適正な労務管理、処遇改善及び労働環境の改善に努めるとともに、積極的な電子化の導入を様々な場面で活用し、業務の改善や効率化を図ります。

③ 財務規律の確立と持続可能な財政運営

財務システムの効果的な活用により、インボイス制度への対応を図り、効果的な経費執行と経費削減、持続可能な財政運営に努めるとともに、基金や積立金等の安定的な運用と利用料や補助金、委託料の確保に努めます。

④ 職員の資質向上

効果的な研修会について積極的な参加を促しつつ、人事評価制度を活用した人材育成や、職位に応じた職員の配置及び研修計画の策定や能力向上を目指し、OJTの実践を見直すことで、職員の資質向上を図ります。

す。

⑤ 社協事業への理解と賛同者の増強

会費・募金・寄付などの自主財源の安定した確保に向けて、各財源の使途説明や事業内容の周知を図り社協の役割と機能の理解を地域住民や各関係者・団体等に働きかけ、賛同者の増加に努めます。事業内容についても再点検し、地域住民に喜ばれる事業を行えるように努めます。

(2) 事業係

地域における生活課題は日々変化し、今後ますます多様化する福祉ニーズに対して社協の果たすべき役割を明確に把握し、地域のニーズに寄り添い、柔軟性を発揮した事業展開を推進していきます。

① 心配ごと相談事業

生活の中でのさまざまな悩みや困りごと、心配ごとを抱える方々を対象に「法律相談」「心配ごと相談」を弁護士及び経験豊富な相談員が相談に応じ、問題解決に努めます。

② 貸付及び生活困窮者支援

緊急に経済的な援護を必要とする生活困窮者に対し、無利子で資金を貸し付けすることにより当面の事態を乗り切り自立更生を図ることを目的とした「小口資金貸付事業」の実施及び低所得、障がい者、高齢者の方々に資金の貸付けと合わせて必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活が送れるよう支援していきます。

③ 指定管理施設の運営

きらくやまふれあいの丘の管理運営を開館当初より培ってきたノウハウを存分に発揮し、サービスの向上に繋がる提案事業を積極的に展開するとともに、運営の効率化を図りながら、利用者ニーズを踏まえ運営してまいります。

④ 福祉団体との協働・連携

関係福祉団体（高年クラブ・戦没者遺族会・子ども会・母子寡婦福祉会）における課題や問題意識、目的を共有し、それぞれの役割を担いながらパートナーシップをとり、効率的な事務の支援を図ります。

⑤ 児童・青少年福祉の推進

将来のボランティアの担い手として活躍できるよう様々な福祉に触れるきっかけ作りの場となる福祉移動教室・インスタントシニア体験・ワークキャンプ事業をととして福祉への理解と啓発に努めます。

(3) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、包括的な支援が提供出来るよう地域の相談支援体制強化を図ります。2回目を迎える、きらくやままるしえについても実行委員会を中心に開催します。

① 総合的・専門的な相談の実施

計画相談に繋がらないケースや困難ケースを中心に、関係機関と連携し相談支援を行います。

② 地域の相談支援体制強化の取組

連絡会の充実や事例検討会の開催、新たに相談支援連絡会を開催し相談支援事業所の支援強化及び連携

を図ります。

③ 地域移行・地域定着の促進の取組

入所施設や精神科病院等と連携しつつ、地域移行・地域定着に向けた支援を行います。

④ 権利擁護・虐待防止に関する取組

関係機関との連携や、研修会等を通じて広く周知活動を行います。

⑤ 相談支援事業所ポプラの充実

特定相談支援事業所（障がい者）及び障害児相談支援事業所として、計画相談についても、研修会等に参加し自己研鑽を行いつつ、対象者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。

（４）地域活動支援センター（ひまわり園）

「ひまわり園」では、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活訓練や余暇の充実、社会との交流の促進を図ります。

① 特性に合わせた支援

利用者一人ひとりの特性に配慮し、強みや生きがいを見いだせるような活動内容を提供し、その人らしく過ごしてもらえよう支援します。加えて、利用者の健康維持・管理にも一層、力を入れていきます。

② 社会適応支援

外出・余暇活動等の機会を多くし、社会との交流を持ち、ルール・マナーを身につけるよう取り組みます。また積極的に地域イベント等に参加する機会を持ち、障がいに対する理解について啓発し、地域との交流が広がるよう支援していきます。

（５）こども支援係

「すべての子どもたちが笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じることができるように」を目標に、養育支援訪問（子育て世帯訪問支援事業）・ファミリーサポートセンター・子育て支援室・保育園の運営を行います。

○子育て支援室・ファミリーサポートセンター・養育支援訪問（子育て世帯訪問支援事業）

すこやか福祉館内で開設しているきらくやま子育て支援室においては、専門職の配置を強化し子育てに関する相談や情報提供を行い、親子の交流の促進に努めます。

また、妊産婦が安心して出産・子育てに臨めるよう不安軽減や悩み事相談の窓口となり、各支援事業への橋渡しを行い妊娠からの切れ間のない継続的支援や、子育て世帯が安心して働き仕事と育児を両立できる環境の整備と地域の子育て力向上を目指します。

○ふれあい第1保育園（本園）・ふれあい第2保育園（分園）

全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すと共に、子どもたちの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営及びその支援を行い、又、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又

は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

① 保育の特徴

「豊かな人間性を持った子どもを育成する」を保育方針とし、子どもたちがたくさんの体験に出会い、発見したり驚いたりしながら、満足感や達成感を味わい、うれしい！きれい！など豊かな感性が育つように努めるとともに、一人一人の遊びを十分に楽しむことができるようにします。

② 職員研修

- ・緊急時対応マニュアル各種の実践ロールプレイ
- ・全保育士園内研修（行事内容計画・保育知識の習得・技能向上実習）
- ・つくばブロック保育協議会に加入し、講演会、講習会、研究会（保育士、主任保育士）
- ・茨城県社会福祉協議会・茨城県保育協議会、新任研修・中堅研修

③ 安全対策と事故防止

当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、内閣府の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」をもとに事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備し適切な対応に努めていきます。

- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための研修や対策を講じます。
- ・厚生労働省のガイドラインをもとにマニュアルを策定し、日々安心安全な給食を提供していきます。
- ・不定期に調理従事者及び調理器具の ATP 検査を受け適切な環境を保っていきます。
- ・事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市みらいこども課にも報告します。

<生活相談課>

（１）地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築のために中核的な役割を果たしていけるように努めていきます。

① 地域包括支援センターの包括的支援（運営）

（ア）総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、地域における適切なサービスや関係機関・制度利用に繋げる等の支援を行うとともに、継続的・専門的かつ総合的な相談支援を行います。

また、地域の身近な相談窓口としてランチとも連携を図り、相談支援を行っていきます。

（イ）権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、専門的・継続的視点から、権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、支援を行います。

（ウ）包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた適切なケアマネジメントを実現するため、困難事例等への助言及び研修会の開催や情報交換会の開催を行うとともに、地域の介護支援専門員との連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援も行います。

(エ) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれた環境、その他の状況に応じて高齢者本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所サービスその他の生活支援サービスのほか、一般介護予防や市独自サービス、民間企業等により提供される生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。

② 地域包括支援センターの包括的支援（社会保障充実分）

(ア) 在宅医療・介護連携推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分が意思決定をし、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう支援するため、在宅療養者が医療と介護の連携した対応が特に求められる場面において連携がとりやすい体制を作ります。

(イ) 認知症総合支援

認知症の人又は認知症の疑いがある人が、早期の段階から適切な診断やサービスが受けられるよう支援する「認知症初期集中支援推進事業」と、認知症の方が地域で生活を継続するために、効果的な支援が行われるような体制を構築する「認知症地域支援・ケア向上事業」を実施することにより、認知症になっても地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。

(ウ) 地域ケア会議推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多職種協働による個別事例の検討等から、個別課題解決能力の向上、地域のネットワーク構築、地域課題の把握等を行い、地域包括ケアシステム構築の一助となるよう推進します。

(2) 成年後見支援センター

① 成年後見制度に関する相談及び制度利用支援

認知機能の低下や障がい等により判断能力に不安のある方やその家族が、権利侵害されることなく安心して生活を続けられるよう、制度利用の推進と利用者または後見人からの相談をはじめ、地域住民に対し成年後見制度全般の総合的な相談支援を行います。

また、成年後見制度利用に関する支援を行い、スムーズな制度利用や、親族後見人等が活動する中で直面する問題及び活動に関する相談支援を行います。

② 成年後見制度普及啓発

成年後見制度に関する正しい知識を広め、適切なタイミングで制度利用や相談ができるようにし、成年後見制度の活用を促進するため、パンフレットやチラシの配布、成年後見制度の活用が必要と思われる方の支援者を対象に作成した活用の手引き等の周知、ホームページ、SNSを利用し情報発信する他、市民及び医療・介護・福祉関係者向けの講座を通し、成年後見制度の普及啓発に努めます。

また、市民後見人養成講座修了者のスキルアップ等を目的としたフォローアップ研修を開催し、活動に向け継続的に支援できるよう努めます。

③ 法人後見事業

判断能力に不安のある高齢者や障がい者等の権利擁護を図るため、当会が後見人等になり、生活・医療・介護等の契約手続きを進める法律行為および身上保護を中心とした日常生活支援を行います。

また、市民後見人の誕生に向け、市民後見人養成講座修了者の中から地域の身近な存在として成年後見制度を担う法人後見事業協力員の活動を支援します。

④ 日常生活自立支援事業

本事業の利用希望者との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用についての支援、重要な書類の預かり等を行い、認知症や障がい等により判断が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう支援します。

また、生活支援員の活動や役割を拡大し、多様な地域問題に対応できるよう、研修会の開催や参加を支援し、活動拡大に向けた内容に見直し、生活支援員のスキルアップ支援に努めます。

<地域福祉推進課>

(1) ボランティア市民活動センター

ボランティア市民活動センターの機能及び体制整備の充実を図るとともに事務の効率化に留意してボランティア活動を推進していきます。

① 発掘及び育成支援

ボランティア連絡協議会や登録ボランティア団体・個人と連携し、各団体の活動内容や会員募集等をホームページやSNS等を通じて発信し、多くの市民へ情報の周知を行います。

また、「夏休み学生ボランティア講座」、「こどもボラチャレ教室」等を開講し、地域での新たな担い手や学生等の若い世代のボランティアの発掘に努めるとともに、講座終了後のフォローアップ研修を実施し継続的に支援できるよう努めます。

② プラチナ世代に対する事業

地域参加を目的として、色あせず元気でアクティブに輝き続ける方を対象に「男塾」をはじめとした各種講座を開催し、プラチナ世代の方々が長年培ってきた知識や経験に趣味的要素をプラスし、今後の地域活動に活かせるような事業を進めていきます。

③ 災害ボランティアセンター体制整備及び災害ボランティアの育成

社協は、災害時に設置する災害ボランティアセンターの体制整備や避難所などの運営や災害時のボランティア調整など大きな役割を担っており、これらを迅速に行えるよう組織した災害ボランティア登録制度の充実に努めます。

また、つくばみらい市や関係機関・団体との災害時協力協定の締結に向け調整を図るとともに市民を対象とした「災害ボランティア講座」を開催し、新たなボランティアの育成に努めます。

④ 高齢者福祉の推進

高齢者の支援においては、地域住民主体の事業である「小地域会食サービス」や「ふれあいいきいきサ

ロン」の拡充を図り、地域住民同士の絆づくりや助け合い支え合いの心のかよう地域づくりに努めます。

また、「ちょこっと買い物ツアー」や「買い物ぶらり旅」の充実を図り、高齢による免許返納等の買い物弱者の支援に努めます。

⑤ 障がい福祉の推進

地域住民の障がい児者や障がい特性等への理解を深めるための研修及び啓発活動の実施に努めます。障がい児者親の会や障がい者団体、支援ボランティア団体の活動を支え、共生社会の実現を図ります。

また、「手話奉仕員養成講座」等の講座や研修をとおして、支援ボランティアの育成に努めます。

⑥ 地域福祉の推進

地域のボランティアや担い手と協力し、こども食堂を通じた多世代交流をはじめ、地域住民の交流の場の開設等の地域コミュニティの輪が広がる居場所作りに努めます。

また、地域の皆様からいただいた食料品等を生活困窮世帯や母子父子家庭等に配達する「みらい宅食便事業」や「子育て応援弁当事業」を実施するとともに、これらの世帯の状況把握に努めていきます。

⑦ 生活支援体制整備事業

高齢者を始めとする市民の方々が、年齢を重ねても住み慣れた地域で生き生きと生活ができるよう、地域住民や様々な団体・機関など多様な主体と連携し、生活支援サービスの整備や介護予防・社会参加の促進に努めます。

また、市内5生活圏域で開催される第2層協議体では、生活支援コーディネーターや地域住民、関係団体と協議を継続し住民主体の新たな活動の創出に向けて努めていきます。

4 主な重点事業

項 目	事業の目的・概要	期待される効果	実施時期等
地域福祉の推進			
ちょこっと買い物ツアー事業	生鮮食品・食料品等の購入に困難をきたしている高齢者において運転ボランティアと連携し買い物への移動支援を実施する。	買い物難民となり得る高齢者の移動支援を実施することで住み慣れた地域で生活していくことができる。	毎月2回
こども食堂支援事業	こども食堂を通して子供から高齢者まで地域の方が自由に集まることが可能な地域の居場所作りを実施する。	地域の方が集うことで、多世代交流・孤食の防止、また、地域のコミュニティの輪を広げることができる。	毎月1回
小地域会食サービス事業	地域の方が主となり、地域に住む独居高齢者等に対してボランティアで会食サービスを行い地域の助け合いによるコミュニティの構築を図ることを目的とする。	交通弱者である高齢者に外出の機会を与え、引きこもり予防や孤立感の解決及び助け合い活動による地域コミュニティの形成	各地区による
買い物ぶらり旅事業	75歳以上で買い物に行くことが困難な方の生活の利便性を図るため、運転ボランティアと連携し公用車等で店舗まで送迎する。	高齢者が住み慣れた地域で、日常生活を維持することができる。	毎月2回
ふれあいいきいきサロン	地域における要援護者や外出の機会が少ない方等を中心に、地域住民及びボランティアが協働し、仲間づくりを通して生きがいと地域の支える力を高めることを目的とする。	高齢者等の介護予防や、子育て中の母親及び障がい児などが気軽に集まれる場所の確保、引きこもり等の予防	各地区で年間スケジュール
サンタが街にやってくる・・・事業	幼児及び児童に対し、サンタクロースを通じ夢のある時期を過ごすことを目的とする。	幼少期の健全な成長を促し、また、サンタクロースに扮するボランティア活動により男性の地域福祉の参加促進及び交流	12月24日
地域子育て支援拠点事業	親子のふれあいと親同士の交流の場を設置することにより、子育て世代相互が気軽に集い情報交換を行うことで子育てを支援する基盤の形成を図り子育て家庭に対する育児支援をする。 また、子育て期の悩みごと困りごと等について情報提供や支援機関に繋げることを目的とする。	気軽に集えアドバイスを受けられる安全な場所を提供することで、地域のコミュニティが図れ互いが助け合い安心した環境ができる。	毎週火曜日～ 土曜日
ファミリーサポート事業	仕事と育児を両立できる環境を整備し、安心して子育てが出来るように、登録会員同士が支え合うことを目的とする。	育児の手助けを受けることにより、子育ての負担が軽減され、地域の子育て力が高まり少子化対策に繋がっていく。	随時
養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、育児支援が必要な家庭に対して、専門職等が訪問援助を行い育児に関する負担軽減を図り、虐待を未然に防ぐことを目的とする。	児童の健全育成及び妊婦のいる家庭の養育環境を整備することで育児負担が軽減され、より健やかな生活を送ることができる。	随時

項 目	事業の目的・概要	期待される効果	実施時期等
学習支援事業 (みらい教室)	生活困窮世帯に起因した学習の機会を逸している児童生徒に対し、地域のボランティアの協力により学びの場を提供し世帯の自立を側面から支援することを目的とする。	学習に遅れのある子どもたちが、定期的に学習支援を受けることで、学力の向上と将来への希望に貢献できる。	毎月3回日曜日
貧困対策事業 (みらい食堂)	生活困窮世帯の児童生徒に食事を提供することにより、その家庭の経済的負担の軽減を図り、栄養バランスの取れた食の提供により心と身体の健康に資することを目的とする。	食事を提供することで、経済的負担を軽減でき、栄養バランスの取れた食事を皆で食べることによって孤食を防ぎ心身の健康を資することができる。	毎月第1日曜日
みらい宅食便	経済状況が食生活に影響を及ぼすリスクのある世帯の子どもに対して、市民の皆様や企業等から提供していただいた食料品等を配布することにより心身の健康に資することを目的とする。	配布をきっかけに、子どもとその世帯に必要な支援をつなげ、地域や社会からの孤立を防ぎ将来的な自立を図る。	年間4回程度
児童等見守り強化事業 子育て応援弁当	支援対象児童の居宅を訪問し、応援弁当を提供すると共に、状況の把握や生活指導等を通してこどもの見守りを強化することを目的とする。	訪問時に育児状況の把握と共に、必要な支援の提供、生活指導また、子供への虐待の未然防止、早期発見を図る。	毎月2回
福祉サービス利用支援			
高齢者に対する包括的支援の推進(地域包括支援センター運営事業)			
総合相談支援業務	個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関及び制度に繋ぎ、地域ネットワーク機能の拡充を図ることを目的とする。	高齢者に対し相談窓口をひとつにしてワンストップ相談窓口としての役割を果たし、さらに情報提供で様々な生活問題の未然防止や認知症等への理解を促す。	① 随時 ② 随時 ③ 適宜
権利擁護業務	高齢者虐待や様々な生活問題に対し、関係機関と協働しながら取組み、また、権利擁護を視野に、高齢者のニーズに即したサービスや機関に迅速に繋ぎ、高齢者の生活問題の解決や未然防止を目的とする。	関係機関との連携や情報提供、周知活動を行うことで、問題の早期解決、深刻化を防ぐことができる。	① 随時 ② 随時 ③ 随時 研修会の開催
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	個々のケアマネジャーが、地域の多職種の方や関係機関と連携を取り、高齢者を支援できるように調整する。また、専門的な研修や事例検討会を開催することでケアマネジャーの資質向上に貢献することを目的とする。	地域のケアマネジャーが関係機関と連携を取ることで、保健・医療・福祉、その他の地域サービスを活用し途切れることなく地域生活を支援でき、また、個々のケアマネジメント力の向上を図ることができる。	① ケアマネ会参加 ② 随時 研修会の企画
介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援業務	要支援者及び事業対象者を対象に、ケアプランの作成、サービス利用の評価等を行い支援者の地域生活を支援することを目的とする。	利用者本人が主体的に取り組むことができるケアマネジメントを実施することにより、利用者が望む生活が実現できる。	随時

項 目	事業の目的・概要	期待される効果	実施時期等
高齢者に対する包括的支援の推進(地域包括支援センター社会保障充実分事業)			
地域支援事業	住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括システムの構築を目的とし、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備、認知症総合支援を行い市町村と連携を図りながら、推進体制を整備する。	被保険者が要介護、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができる。	随時 研修会の開催
生活支援体制整備事業	多くの市民が、年齢を重ねても住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、地域住民や各種団体等と連携し、生活支援サービスの整備や介護予防・社会参加を促進する。また、市内5地区の協議体を運営する。	地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスの充実とともに、関係者のネットワーク構築が期待できる。	第1層協議体 年4回 第2層協議体 5地区毎月1回
地域の権利擁護の推進(成年後見支援センター事業)			
成年後見相談業務	認知機能の低下や障がい等により、判断能力に不安のある方やその家族が権利侵害されることなく安心した生活を続けられるよう、成年後見制度全般の総合的な相談支援および制度の利用支援を目的とする。	判断能力が低下しても住み慣れた地域で可能な限り望む暮らしの実現ができるよう、支える自立し安心した生活を続けられる。	随時
成年後見普及啓発事業	パンフレットやチラシの配付、地域住民および医療・介護・福祉関係者向けの講座開講、SNSを活用した情報発信や、市民後見人養成講座修了者に対するフォローアップ研修や活動支援、成年後見制度の認知度を高め成年後見制度の積極的な活用を推進し、支援することを目的とする。	成年後見制度の認知度を高め、相談窓口の周知だけでなく、地域住民の制度理解および後見活動に対する興味関心の向上が期待できる。	随時
法人後見事業	社協が法人として後見人等となり、生活・医療・介護等の契約を含む法律行為および身上保護を中心とした支援を行うことで、判断能力に不安のある高齢者や障がい者等の権利擁護を図ることを目的とする。	契約および財産を護る等の法的な支援をすることで判断能力が低下しても住み慣れた地域で可能な限り自立し安心した生活を続けることができる。	随時
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等を行い、地域で自立した生活を営むことを目的とする。	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができる。	随時
障がい者に対する生活支援の推進(地域活動支援センター運営事業 ひまわり園)			
生活訓練及び創作活動	利用者一人ひとりの特性を配慮し、張り合いのある生活を目指す。	日常生活に必要なスキルの習得・上達が期待できる。	
社会見学及び余暇活動	様々な社会体験により、マナーの習得や地域交流を目指す。	社会に出て人と接することで、刺激を受け生活力の向上が期待できる。また、障がいに対する理解について啓発となる。	見学 年1回 余暇 随時

項 目	事業の目的・概要	期待される効果	実施時期等
障がい児(者)及び障がいを持つ子を養育する親に対する支援			
障がい児(者)ふれあい事業	障がい児(者)への理解と障がい福祉の増進を図ることを目的に、各種交流事業や研修会等を実施する。	障がい児(者)の健康増進・親及び子ども同士のコミュニティの構築、協力団体等の障がいに対する理解	随時 研修会の開催
障がい者支援ボランティアの養成			
手話奉仕員養成講座	聴覚障がいへの理解を深めるとともに、コミュニケーションにおいて活用できる基礎的な手話の技能を身に付ける。	手話を通して、障がい者と交流を図ることのできるボランティアの育成	
障がい児(者)からの相談支援及び関係機関との連絡調整の支援			
基幹相談支援センター事業	障がいのある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。	障害種別にかかわらず、困りごとについて、まず相談できる総合的・専門的相談支援を提供することができる。	随時
特定相談支援事業	障がい者等が福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。	障がい者等の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援することができる。	随時
障害児相談支援事業	障がい児が通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。	障がい児の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより、きめ細かく支援することができる。	随時
一般相談支援事業	障がい者等が施設や病院等から地域に出て自立し、または自立した方が地域生活を続けるための支援を行う。	障がい者等が環境を変えて地域生活をする、または地域生活を続けることでの不安や悩みを取り除くことができる。	随時
生活困窮者に対する財政支援			
小口貸付資金貸付事業	低所得者及び世帯並びに不測の緊急事態により支援が必要となった方に対し、生活維持のための資金を無利子で援助する。	早急に対応し貸付することで、生活の維持安定を早急に改善することができる。	随時
生活福祉資金貸付事業	低所得者及び障がい者、高齢者に対し資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことを目的とする。	資金の貸付及び、相談援助を行うことにより、不安定な生活を改善することができる。	随時
判断能力が不十分な方に対する日常生活支援			
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等を行い、地域で自立した生活を営むことを目的とする。	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れることができる。	随時

5 年間スケジュール

	法人運営 及び 支給関係	地域福祉及び各種講座関係		福祉サービス研修及び地域支援関係		各種団体の 支援及び育成
4		桜まつり			法人後見受任審査会	母子寡婦総会
5	会計監査 理事会, 評議員会 共同募金委員会 社協だより発行	障がい児者ふれあい事業		ファミリーサポートセン ター「協力会員研修」 基幹相談支援センター 「相談支援事業連絡会」	認知症伝え隊 症例検討会	遺族会総会 子ども会総会 ボランティア協議会総会 高年クラブ総代会
6		障がい児者ふれあい事業	福祉移動教室 手話奉仕員養成講座	ファミリーサポートセン ター「協力会員研修」	地域ケア会議研修 法人後見受任審査会	団体補助金支給 高年クラブ わなげ大会
7	社協だより発行 社協会員増強運動	障がい児者ふれあい事業	福祉移動教室 手話奉仕員養成講座 子どもボラチャレ教室	ファミリーサポートセン ター「協力会員研修」 基幹相談支援センター 「事例検討会(児童)」 「相談支援事業連絡会」	在宅医療推進会議 成年後見支援センター 事業運営委員会 地域ケア個別検討会議 認知症多職種共同研修 市民後見フォローアップ研修 日常生活自立支援 事業支援員研修	
8		障がい児者ふれあい事業	手話奉仕員養成講座 ワークキャンプ 学生ボラ講座	基幹相談支援センター 研修会	法人後見受任審査会 症例検討会	子ども会キャンプ 遺族会 「戦没者追悼式」
9	社協だより発行	障がい児者ふれあい事業	手話奉仕員養成講座	運転ボランティア研修 ファミリーサポートセン ター「協力会員研修」	権利擁護研修会 地域ケア個別検討会議	高齢者芸能発表会
10	共同募金運動 (10/1～12/31)	障がい児者ふれあい事業 障がい児者家族視察研修 きらくやままるしえ	手話奉仕員養成講座	ファミリーサポートセン ター「協力会員研修」	ケアマネジメント研修 法人後見受任審査会 市民後見フォローアップ研修	
11	社協だより発行 理事会, 評議員会	プラチナ世代事業 障がい児者ふれあい事業 イルミネーション事業	手話奉仕員養成講座 子どもボラチャレ教室	ファミリーサポートセン ター「協力会員研修」 基幹相談支援センター 「相談支援事業連絡会」	在宅医療介護連携講演会 地域ケア個別検討会議	高年クラブ研修会
12		サンタが街に・・・事業 実施:12月24日 障がい児者ふれあい事業	おせち弁当配布事業 実施:12月30日 子どもボラチャレ教室 手話奉仕員養成講座	有料在宅サービス 「協力会員研修」	症例検討会 法人後見受任審査会	子ども会 「クリスマス会」
1	社協だより発行	障がい児者ふれあい事業 プラチナ男塾 新春高齢者カラオケ大会	地域支え合いボラ講座 手話奉仕員養成講座	ファミリーサポートセン ター「協力会員研修」 基幹相談支援センター 「事例検討会(成人)」	在宅医療推進会議 成年後見支援センター 事業運営委員会 地域ケア個別検討会議	子ども会 「もちつき大会」 高年クラブ 研修会・新年会
2	善意銀行運営委員会	障がい児者ふれあい事業 プラチナ男塾	地域支え合いボラ講座 手話奉仕員養成講座	基幹相談支援センター 研修会 「相談支援事業連絡会」	地域ケア課題抽出会議 高齢者虐待防止 ネットワーク会議 市民向け成年後見相談 法人後見受任審査会 認知症初期集中	子ども会 「バレンタインチョコつ くり」

					検討委員会	
3	社協だより発行 交通遺児祝い金支給 理事会, 評議員会 共同募金委員会	障がい児者ふれあい事業 あかちゃんフェスタ		ファミリーサポートセン ター「協力会員研修」	認知症伝え隊 症例検討会	遺族会 「靖国神社参拝」

6 年間をとおり定期的に実施する事業

事業名	実施日等
◇ 社協だより発行事業	隔 月
◇ 心配ごと相談	毎月 第2水曜日
◇ 法律相談	毎週 火曜日
◇ 福祉資金貸付相談	随 時
◇ 障がい児教室(料理・体操)	年間 10回
◇ お達者クラブ事業	毎月 1回程度 水曜日
◇ 配食サービス事業	年間 11回
◇ 会食サービス事業	年間 4回
◇ 住環境クリーン事業	随 時
◇ 移送サービス事業	随 時
◇ 福祉機器貸出事業	随 時
◇ リフト付車輛貸出し事業	随 時
◇ 朗読CDサービス貸出事業	毎 月
◇ 日常生活自立支援事業	随 時
◇ 有料在宅福祉サービス事業	随 時
◇ ファミリーサポートセンター事業	随 時
◇ 介護に関する総合相談及び訪問 (認知症, 虐待等)	随 時
◇ 福祉出前講座	随 時
◇ 障がい児ふれあい事業	随 時
◇ 小地域会食サービス事業	毎月
◇ 子育て支援拠点事業 (さらくやま子育て支援室)	毎週 火曜日～土曜日
◇ 学習支援事業 (みらい教室)	毎月3回 日曜日
◇ 貧困対策事業 (みらい食堂)	毎月 第1日曜日
◇ 高齢者買い物支援事業 買い物ぶらり旅	毎月2回
◇ ちょこっと買い物ツアー事業	毎月2回
◇ こども食堂支援事業	各毎月1回
◇ 利用者支援事業	随 時
◇ 養育支援訪問事業	随 時
◇ みらい宅食便事業	年4回程度
◇ 基幹相談支援センター事業	随 時
◇ 児童等見守り強化事業 子育て応援弁当	毎月2回
◇ 民生委員児童委員協議会情報交換会	年4回程度
◇ 地域包括支援センター事業	随 時
◇ 地域ケアケース共有会議	毎月1回
◇ 地域ケア個別ケース会議	随 時
◇ 在宅医療ワーキング	年6回程度
◇ なかまあと(認知症啓発事業)	各月第3月曜日
◇ チームオレンジ絹の台(認知症啓発事業)	毎月第3火曜日
◇ 認知症初期集中支援チーム員会議	随時
◇ 成年後見支援センター事業(相談・普及啓発)	随 時
◇ 法人後見事業	随 時